

外務員の資格、登録等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、外務員の資格、職務等及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(外務員の登録義務)

第2条 正会員は、その役員又は従業員（以下「従業員等」という。）に外務員の職務（電子記録移転権利に係る行為に限る。以下同じ。）を行わせる場合は、次に掲げる事項につき、本協会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

- (1) 登録の申請を行う正会員（以下「登録申請正会員」という。）の商号又は名称
 - (2) 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日、性別及び外務員登録番号
 - ロ 役員又は従業員の別
 - ハ 日本証券業協会規則「外務員等資格試験に関する規則」第3条第1号に定める一種外務員資格試験の合格年月日及び識別番号
 - ニ 外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
 - ホ 外務員の登録を受けていたことの有無並びに当該登録を受けたことのある者については、その登録に係る登録申請者又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその登録を受けていた期間
 - ヘ 金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第8条の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
 - ト 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
- 2 正会員は、前項の規定により当該正会員が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格)

第3条 正会員は、その従業員等のうち、日本証券業協会「外務員等資格試験に関する規則」による一種外務員資格試験の合格者であって、本協会が実施する外務員資格研修を修了した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

(外務員の登録申請)

第4条 正会員は、第2条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。

- (1) 登録申請正会員の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別
 - ハ 日本証券業協会「外務員等資格試験に関する規則」第3条第1号に定める一種外務員資格試験の合格年月日及び識別番号

- ニ 外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
 - ホ 外務員の職務を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ヘ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - ト 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間
- 2 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面、登録の申請に係る外務員が金商法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請正会員及び当該外務員が誓約する書面並びにその他本協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

（登録及び登録済通知）

- 第5条** 本協会は、正会員から登録の申請があつた場合には、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第2条第1項に定める事項を登録原簿に登録する。
- 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、その旨を登録申請正会員に通知する。

（登録の拒否）

- 第6条** 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。
- (1) 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
 - (2) 金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第8条の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - (3) 登録申請正会員以外の金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
 - (4) 金商法第66条の規定により金融商品仲介業者として登録されている者
- 2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、登録申請正会員に通知して、本協会職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。
- 3 本協会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、書面によりその旨を登録申請正会員に通知する。

（登録事項の変更等届出）

- 第7条** 正会員は、第5条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を本協会に届け出なければならない。
- (1) 第4条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があつたとき。
 - (2) 金商法第64条の4第2号又は第3号の規定に該当することとなつたとき。
 - (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。
- 2 前項第3号の規定により届出を行おうとする正会員は、当該届出に係る外務員に金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第7号に規定する事故等（電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る事故等に限る。）があつたことを知つた場合には、当該届出の前に第12条に規定する事故報告書を提出しなければならない。

(外務員についての処分)

第8条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、金商法第64条の5第1項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。

- (1) 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第6条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (2) 正会員の行う金融商品取引業（電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る業務に限る。）のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
- (3) 過去5年間に第9条第1項第3号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

(登録の抹消)

第9条 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- (1) 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- (2) 外務員の所属する正会員が定款第21条第1項に掲げる場合に該当したとき。
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。

2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該外務員の所属する正会員に通知する。

(登録事務に関する届出)

第10条 本協会は、第5条第1項の規定による登録、第7条の規定による届出に係る登録の変更、第8条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する正会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては、関東財務局長）に対して提出する。

- (1) 当該外務員の所属する正会員の商号又は名称
- (2) 当該外務員の氏名及び生年月日
- (3) 処理した登録事務の内容及び処理した年月日
- (4) 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の納付)

第11条 正会員は、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に規定する登録手数料を本協会に納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、原則として、登録の申請を行う際に、金銭により納めるものとする。

(事故報告)

第12条 正会員は、金融商品取引業（電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る業務に限る。）又はこれに付随する業務に関し、従業員等（従業員等であった者を含む。）に従業員として遵守すべき法令等に違反する行為又はその他従業員として著しく不適当な行為があったことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を本協会に提出するものとする。

2 正会員は、前項の報告書により報告した内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を本協会に提出するものとする。

3 正会員は、前二項の規定により提出した報告書の内容について、本協会から説明又は証拠書類

等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。

(細則への委任)

第13条 外務員の登録手続について、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。